

## 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

### 1 改正の理由

平成27年5月15日に滋賀県特別職報酬等審議会から知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことを踏まえ、知事等の給料月額および退職手当を改定するため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### ①給料月額

- (1) 知事・副知事については、答申どおり改定します。  
(2) その他の常勤特別職については、知事の改定率を適用して改定します。

(単位:円)

		現行	改定後	差額
知事		1,320,000	1,250,000	△70,000
副知事		1,040,000	980,000	△60,000
その他の常勤特別職	地方公営企業の管理者	880,000以内	830,000以内	△50,000
	病院事業庁の管理者	医師以外 880,000以内	830,000以内	△50,000
		医師 1,150,000以内	1,090,000以内	△60,000
	監査委員	650,000	620,000	△30,000
	人事委員会の委員	650,000	620,000	△30,000
教育長	880,000以内	830,000以内	△50,000	

#### ②退職手当

- (1) 知事・副知事については、答申どおり改定します。  
(2) その他の常勤特別職については、知事の支給割合の引下げ率を適用して改定します。

(単位:円)

		現行		改定後		差額
		支給割合	手当額	支給割合	手当額	
知事		70/100	44,352,000	59/100	35,400,000	△8,952,000
副知事		50/100	24,960,000	41/100	19,286,400	△5,673,600
その他の常勤特別職	病院事業庁の管理者(医師以外)	30/100	12,672,000	25/100	9,960,000	△2,712,000
	" (医師)	30/100	16,560,000	25/100	13,080,000	△3,480,000
	監査委員	25/100	7,800,000	21/100	6,249,600	△1,550,400
	教育長	30/100	12,240,000	25/100	9,600,000	△2,640,000

### 3 施行日

平成27年8月1日

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成 27 年 5 月 15 日に滋賀県特別職報酬等審議会から知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことを踏まえ、知事等の給料月額および退職手当を改定するため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 24 年滋賀県条例第 12 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 知事等の退職手当の割合を次のとおり改定することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 2 条の 2 関係）

- (ア) 知事 100 分の 59
- (イ) 副知事 100 分の 41
- (ウ) 病院事業の管理者 100 分の 25
- (エ) 常勤の監査委員 100 分の 21

イ 知事等の給料月額を次のとおり改定することとします。（第 1 条の規定による改正後の別表 1 関係）

区分	給料月額
知事	円 1,250,000
副知事	980,000
地方公営企業の管理者	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	830,000円（医師にあつては、1,090,000円）を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	620,000
常勤を要する人事委員会の委員	620,000

(2) 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

ア 滋賀県教育委員会教育長の給料月額を 830,000 円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める額に改定することとします。（第 3 条の規定による改正後

の第3条関係)

イ 滋賀県教育委員会教育長の退職手当の割合を100分の25に改定することとします。

(第3条の規定による改正後の第5条関係)

(3) この条例は、一部の規定を除き、平成27年8月1日から施行することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新																				
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第8号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の70</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の50</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者 <u>100分の30</u></p> <p>(4) 常勤の監査委員 <u>100分の25</u></p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3～第14条 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;">円 1,320,000</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;">1,040,000</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td> <td>880,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>病院事業の管理者</td> <td>880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	知事	円 1,320,000	副知事	1,040,000	地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額	病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内に	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第8号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の59</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の41</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者 <u>100分の25</u></p> <p>(4) 常勤の監査委員 <u>100分の21</u></p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3～第14条 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;">円 1,250,000</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;">980,000</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td> <td>830,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>病院事業の管理者</td> <td>830,000円（医師にあつては、1,090,000円）を超えない範囲内に</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	知事	円 1,250,000	副知事	980,000	地方公営企業の管理者	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額	病院事業の管理者	830,000円（医師にあつては、1,090,000円）を超えない範囲内に
区分	給料月額																				
知事	円 1,320,000																				
副知事	1,040,000																				
地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額																				
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円）を超えない範囲内に																				
区分	給料月額																				
知事	円 1,250,000																				
副知事	980,000																				
地方公営企業の管理者	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額																				
病院事業の管理者	830,000円（医師にあつては、1,090,000円）を超えない範囲内に																				

	において知事が定める額
常勤を要する監査委員	650,000
常勤を要する人事委員会の委員	650,000

以下省略

	において知事が定める額
常勤を要する監査委員	620,000
常勤を要する人事委員会の委員	620,000

以下省略

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 教育長 <u>100分の30</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3～第14条 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事～病院事業の管理者 省略</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>880,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>常勤を要する監査委員～常勤を要する人事委員会の委員 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	区分	給料月額	知事～病院事業の管理者 省略	円	教育長	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額	常勤を要する監査委員～常勤を要する人事委員会の委員 省略		<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第2条の2</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 教育長 <u>100分の25</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3～第14条 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事～病院事業の管理者 省略</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>830,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>常勤を要する監査委員～常勤を要する人事委員会の委員 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下省略</p>	区分	給料月額	知事～病院事業の管理者 省略	円	教育長	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額	常勤を要する監査委員～常勤を要する人事委員会の委員 省略	
区分	給料月額																
知事～病院事業の管理者 省略	円																
教育長	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額																
常勤を要する監査委員～常勤を要する人事委員会の委員 省略																	
区分	給料月額																
知事～病院事業の管理者 省略	円																
教育長	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額																
常勤を要する監査委員～常勤を要する人事委員会の委員 省略																	

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条 給料月額は、<u>880,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める額とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条 第1項および第2項 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における教育長の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4項および第5項 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>第3条 給料月額は、<u>830,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める額とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条 第1項および第2項 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における教育長の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、<u>100分の25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第4項および第5項 省略</p> <p>以下省略</p>